笠岡市建設工事等に係る予定価格の事後公表試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は，笠岡市が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）について，予定価格の事後公表を試行的に実施することに関し，必要な事項を定めるものとする。

　（対象）

第２条　事後公表の対象となる建設工事等は，笠岡市工事請負等審査委員会規程（昭和４１年規程第４号）に規定する笠岡市工事請負等審査委員会が選定するものとする。

　（入札参加者への周知）

第３条　事後公表の対象となる建設工事等を発注する場合は，あらかじめ，この要領に基づき予定価格の事後公表を行うことを，入札公告又は指名通知において明らかにしなければならない。

　（事後公表の時期）

第４条　予定価格の公表は，事後公表の対象となる建設工事等の落札者が決定した後に行うものとする。

附　　則

　（施行期日）

１　この要領は，令和２年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際，令和２年５月３１日までに起工した建設工事等について

は，なお従前の例による。